

「自然共生サイト」認定実施要領（案）

令和 5 年●月●日
環境省自然環境局長決定

（目的）

第 1 条 生物多様性条約第 15 回締約国会議（CBD-COP15）において、2030 年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。この新たな世界目標に、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標（以下「30by30 目標」という。）が盛り込まれた。我が国では、この採択に先立ち、国内での 30by30 目標達成に向けた工程及び具体策を取りまとめた

「30by30 ロードマップ」（令和 4 年 3 月 30 日生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議了承）を公表している。この中で、国立公園等の保護地域の拡張及び管理の質の向上並びに保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）の設定及び管理を中心施策として取り組むこととしている。本実施要領は、30by30 ロードマップに基づき、OECM の設定を進めるため、地方公共団体、事業者、国民及びこれらの者が組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として国が認定することに関して必要な事項を定めるものである。

（定義）

第 2 条 「自然共生サイト」とは、事業者等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域であって、環境大臣が第 3 条第 2 項の規定により認定するものをいう。

（自然共生サイトの認定）

第 3 条 事業者等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域について、当該区域の土地を所有若しくは管理する又は当該区域を代表する者は、当該区域について実施細則に定める様式に従い申請書を作成し、環境大臣の認定を申請することができる。

2 環境大臣は、第 1 項の規定による認定の申請があった場合において、その申請内容が実施細則で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

3 環境大臣は、第 2 項の認定をしたときは、実施細則で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。

（自然共生サイトの認定の変更）

第 4 条 第 3 条第 2 項の認定を受けた者（以下「サイト責任者」という。）は、認定を受けた申請書の内容の変更をしようとするときは、実施細則で定めるところにより、環境

大臣の認定を受けなければならない。ただし、実施細則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 サイト管理者は、前項の実施細則で定める軽微な変更をしたときは、速やかにその旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 3 第3条第2項の規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の更新)

第5条 第3条第2項の認定は、5年ごとに実施細則で定めるところによりその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 第3条第2項の規定は、前項の更新について準用する。

(認定の取消し)

第6条 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第2項の認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項で定める基準に適合しなくなったとき。
 - (2) 不正の手段により第3条第2項の認定、第4条第1項の変更の認定又は第5条第1項の認定の更新を受けたとき。
 - (3) サイト責任者が実施細則で定める認定の辞退をしたとき。
- 2 環境大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨をサイト責任者に通知しなければならない。
 - 3 サイト責任者は、前項の規定による認定の取消しの通知を受けたときは、第1項(3)に該当する場合を除き、速やかに認定証を環境大臣に返納しなければならない。

(実施細則)

第7条 この要領の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和5年4月●日から施行する。

「自然共生サイト」認定実施細則（案）

令和5年●月●日
環境省自然環境局長決定

（認定に関する事務）

- 第1条 環境省及び認定審査に係る運営事務局は、実施要領第3条第2項の認定（同第4条第1項の変更の認定及び同第5条第1項の更新を含む。）に関する事務として、申請の受付、申請内容の審査、認定証の作成及び送付等を行うものとする。
- 2 環境省は、申請内容が実施細則第2条に定める基準に適合するか否かの審査を行うため、有識者から構成される「自然共生サイト認定審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を置く。
- 3 実施細則第2条に定める基準に適合するか否かの審査は、以下の手順により行う。
- （1）事務局予備審査 申請書及び関係書類について、認定審査に係る運営事務局による予備審査を行う。
- （2）審査委員会審査 事務局予備審査結果等を踏まえ、審査委員会による審査を行う。

（自然共生サイトの認定に関する基準）

- 第2条 実施要領第3条第2項において環境省が定める自然共生サイトの認定の基準は、次に掲げる事項について別表●に定めるものとする。
1. 境界・名称
 2. ガバナンス・管理
 3. 生物多様性の価値
 4. 管理による保全効果

（自然共生サイトの認定の申請書）

- 第3条 実施要領第3条第2項の認定を受けようとする者は、環境省が別途定める受付期間中に、別記様式第●号による認定申請書に別表●に定める関係書類を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

（変更の認定の申請書等）

- 第4条 サイト責任者は、実施要領第4条第3項において準用する同第3条第2項の規定に基づき、実施要領第4条第1項の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第●号による変更認定申請書に別表●に定める関係書類を添えて、環境大臣に提出しなければならない。
- 2 実施要領第4条第2項で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- （1）サイト名称の変更

(2) サイト責任者の氏名、名称

(更新の申請)

第5条 サイト責任者は、実施要領第5条第2項において準用する同第3条第2項の規定に基づき、実施要領第5条第1項の更新を受けようとするときは、認定を受けてから5年を経過する日までに、別記様式第●号による更新申請書に別表●に定める関係書類を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

(認定証)

第6条 環境大臣は、実施要領第3条第2項の認定、同第4条第1項の変更の認定又は同第5条第1項の更新をしたときは、別記様式第●号に定める認定証を交付するものとする。

(認定の辞退)

第7条 サイト責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記様式第●号による認定辞退書に認定証を添えて、速やかに環境大臣に提出しなければならない。

- (1) 実施要領第3条第2項の認定を辞退したいとき
- (2) 実施要領第5条第1項の更新を受ける意思がないとき